「マイナ保険証」で医療機関・薬局の受診ができるようになっています

令和６年１２月２日よりマイナ保険証の運用が開始され、マイナ保険証の利用者も増えています。そこで、マイナ保険証へ切り替えによるメリットについて、ご紹介します。

マイナンバーカードの健康保険証のメリット

〇より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療・薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意いただくと、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

〇窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関・薬局の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、事前に役所で書類申請手続きをしたりする必要がなくなります。

〇救急搬送時の情報把握

救急隊がマイナンバーカードを活用することで、救急搬送される方の診療情報・薬剤情報・特定検診情報などを正確かつ早期に把握して、救急活動の迅速化・円滑化を図る実証事業を実施しています。

〇スマートフォンでのマイナ保険証の利用

機器の準備が整った医療機関や薬局では、iPhone のマイナンバーカード、または Android スマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンを保険証として利用することが可能です。医療機関や薬局が対応しているかを事前にご確認の上、受診等してください。